

株 主 各 位

(証券コード4538)  
2022年6月9日

大阪市中央区道修町一丁目7番10号  
**扶桑薬品工業株式会社**  
代表取締役社長 戸田 幹雄

## 第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申しあげます。

さて、当会社第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪 4階「CHO-眺ー」
3. 目的事項  
報告事項 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎株主総会ご出席者へのおみやげはご用意いたしておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。
  - ◎事業報告、計算書類および株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト：<https://www.fuso-pharm.co.jp/>

〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

当社役員および運営スタッフはマスクを着用させていただきます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましても、株主総会開催日時点での状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 議決権行使についてのご案内

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### ● 株主総会にご出席の場合



**日 時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

### ● 書面（郵送）で議決権を行使される場合



**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

### ● インターネット等により議決権を行使される場合



**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分まで

3頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

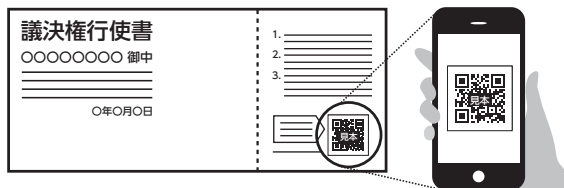
# インターネット等による議決権行使のご案内

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時30分入力分まで

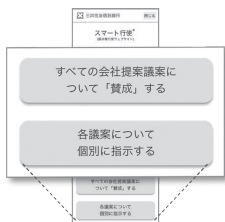
## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1** 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

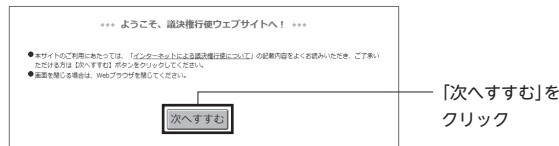
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

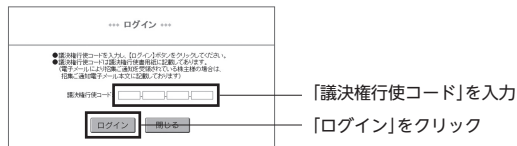
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

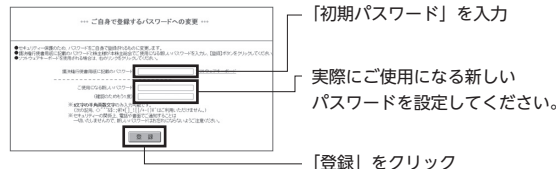
- 1** 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2** 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3** 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル  
☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本協会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの地域において緊急事態宣言等が断続的に発出されるなど、社会・経済活動の抑制が長期化し、厳しい状況で推移いたしました。ワクチン接種率が高まるにつれ経済活動の正常化が期待されたものの、新たな変異株による感染再拡大の懸念に加え、資源・原材料価格の上昇や金融資本市場の変動など、先行き不透明な状況が続いております。

医薬品業界では、薬価制度改革をはじめとして後発医薬品の使用促進策の強化など、医療費適正化諸施策が引き続き推進されており、経営のさらなる強化が求められるなか、研究開発費の増加、開発リスクの増大など収益環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社は、主力製品の人工腎臓用透析剤キンダリーなど人工透析関連製商品および輸液などのより強固な浸透を図るとともに、後発医薬品の販売促進にも注力してまいりました。

その結果、当事業年度の業績につきましては、売上高は後発医薬品の販売増等により496億32百万円と前期と比べ3億81百万円(0.8%)の増加となりました。利益面では薬価改定などによる売上原価率の上昇などにより、営業利益は19億24百万円と前期と比べ4億27百万円(18.2%)の減少、経常利益は19億96百万円と前期と比べ2億31百万円(10.4%)の減少、また、当期純利益は14億83百万円と前期と比べ1億23百万円(7.7%)の減少となりました。

### 2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

### 3. 設備投資の状況

当期における設備投資額は14億14百万円で、その内訳は主として生産設備等の更新等に係るものであります。

#### 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ワクチン接種が進むなか、新型コロナウイルス感染再拡大の懸念は払拭されず、一方では原油高による原材料価格の高騰やウクライナ情勢などの様々な要因により、社会・経済活動は不安定な状況が続くものと予想されます。また、当社の属する医薬品業界におきましては、必要不可欠な医薬品の安定供給が強く要請されております。

当社は、このような環境のもと、社会から信頼される企業であり続けるため、安定供給や品質確保に一層留意するとともに、次の課題に取り組んでまいります。

営業面では、主力製品を中心に市場へのさらなる浸透による販売強化に全力を挙げて取り組んでまいります。生産面では、設備投資の効率化や製造コストの引き下げへの合理化を推進するとともに品質管理を徹底し信頼性向上を推進いたします。研究開発面では、透析医療のさらなる活性化を図り、さらに新薬開発等により、新領域の開発を推進いたします。また、管理面では、業務の効率化とスリムで機動的な管理組織の実現により管理費のさらなる削減につなげ収益力の向上を行ってまいります。

当社は、人の生命に関わる医療用医薬品の安定供給に携わる製薬企業としての本分を尽くすため、全社一丸となって邁進してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 5. 財産および損益の状況の推移

	第96期 2019年3月期	第97期 2020年3月期	第98期 2021年3月期	第99期(当期) 2022年3月期
売上高 百万円	46,074	46,902	49,251	49,632
経常利益 百万円	1,279	1,066	2,227	1,996
当期純利益 百万円	894	707	1,607	1,483
1株当たり当期純利益 円	101.96	80.59	183.18	169.09
総資産 百万円	71,687	69,153	69,876	69,334
純資産 百万円	32,842	32,302	33,683	34,532
1株当たり純資産 円	3,742.48	3,681.46	3,839.54	3,936.70

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第99期(当期)の期首から適用しており、第99期に係る財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### 6. 重要な親会社および子会社の状況

該当する事項はございません。

## 7. 主要な事業内容

輸液を中心とする注射剤や人工腎臓用透析剤、各種内服治療薬など医療用医薬品および血液透析器など医療用機械器具の製造・販売を主たる事業とし、併せて不動産の賃貸も営んでおります。

## 8. 主要な事業所および工場

本 社：本 社 (大 阪 市)  
事務所：本社事務所 (大 阪 市)  
          東京事務所 (東 京 都)  
営業所：大阪支店 (大 阪 市) 東京第一支店 (東 京 都)  
          東京第二支店 (さいたま市) 東京第三支店 (横 浜 市)  
          札幌支店 (札 幌 市) 仙台支店 (仙 台 市)  
          名古屋支店 (名 古 屋 市) 岡山支店 (岡 山 市)  
          広島支店 (広 島 市) 福岡支店 (福 岡 市)  
工 場：城東工場 (大 阪 市) 大東工場 (大 阪 府)  
          岡山工場 (岡 山 県) 茨城工場 (茨 城 県)  
研究所：研究開発センター (大 阪 市)

## 9. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,344名	12名減

## 10. 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,397百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,501
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,601
農 林 中 央 金 庫	1,045
株 式 会 社 り そ な 銀 行	992
株 式 会 社 北 陸 銀 行	685
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	519

## II. 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 20,000,000株
2. 発行済株式の総数 9,451,169株 (自己株式679,242株を含む)
3. 当期末株主数 6,781名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	847千株	9.66%
ぶ ど う 協 和 会	590	6.73
敷 島 振 興 株 式 会 社	452	5.16
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	429	4.89
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	377	4.31
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	345	3.94
扶 桑 薬 品 工 業 従 業 員 持 株 会	242	2.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	239	2.74
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	236	2.70
株 式 会 社 り そ な 銀 行	185	2.11

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	戸 田 幹 雄	
取 締 役	高 橋 貞 雄	総務本部長（兼）経理部長
取 締 役	岡 純 一	生産本部長
取 締 役	伊 藤 雅 教	研究開発センター担当
取 締 役	大 谷 英 樹	営業本部長
取 締 役	西 村 昭 吉	総務本部管理部長（兼）内部監査室長
取 締 役	松 井 幸 信	営業本部東京第一支店長（兼）東京事務所長
取 締 役	中 俊 人	生産本部岡山工場長
取 締 役	古 賀 彰	営業本部東京第二支店長
取 締 役	戸 田 幹 洋	経営企画室長（兼）事業開発・国際事業推進室長
取 締 役	須 藤 実	公認会計士（須藤公認会計士事務所長）
取 締 役	柏 木 孝	
監 査 役	桑 田 順 司	常勤
監 査 役	松 岡 大 藏	税理士（松岡大藏税理士事務所長）
監 査 役	青 本 悦 男	弁護士（青本悦男法律事務所長）

- (注) 1. 取締役須藤 実、取締役柏木 孝の両氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役松岡大藏、監査役青本悦男の両氏は社外監査役であります。  
 3. 監査役松岡大藏氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 当社は、取締役須藤 実、取締役柏木 孝、監査役松岡大藏、監査役青本悦男の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 5. 2021年6月29日開催の第98回定時株主総会において、新たに戸田幹洋、柏木 孝の両氏が取締役に選任され、就任いたしました。  
 6. 2021年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、取締役戸田隆雄、取締役三柳順一、取締役千北隆彦、取締役川口碩保の各氏は任期満了により退任いたしました。



## 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役須藤 実、社外取締役柏木 孝、社外監査役松岡大藏、社外監査役青本悦男の各氏との間において、それぞれ会社法第427条第1項および定款第28条および第36条に基づき、会社法第423条第1項に規定する会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める金額としております。

## 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、すべての取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為や、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。

## 4. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 役員等の報酬等の額の決定に関する方針

#### ①当該方針の決定の方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針）を定めております。決定方針は、当事業年度に、報酬委員会においてこれまでの方針を踏襲した方針案を審議・承認し、報酬委員会の承認内容を尊重して、取締役会が決定しております。

#### ②当該方針の内容の概要

決定方針の概要は以下のとおりです。

当社の取締役の報酬は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計するものとします。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および退職慰労金により構成します。

取締役の基本報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月次報酬とし、他社水準、取締役の職責・在任年数、従業員の給与水準、経済情勢、業績等を考慮して決定するものとします。

取締役の退職慰労金は、当社における一定の基準に則り算定し、株主総会の決議に基づき支給するものとします。

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため経常利益・当期純利益等を反映した現金報酬とし、各事業年度の業績、株主への配当、従業員給与水準等を勘案して、総額および各取締役の配分を決定し、毎年、賞与として一定の時期に支給するものとします。

取締役の種類別の報酬割合については、報酬委員会において検討を行うこととします。

取締役会の委任を受けた代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等（基本報酬の額および賞与の額）の内容を決定するものとします。

なお、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に取締役の報酬等に関する原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、

当該答申の内容に従って決定をしなければならないものとします。

また、各監査役の報酬額は、他社の水準等を考慮し、監査役の協議により決定しております。

- ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

- (2) 業績連動報酬等に関する事項

取締役の報酬のうち業績連動報酬等は、業績連動の指標を経常利益・当期純利益等とし、さらに株主への配当、従業員賞与水準等を勘案して、総額および各取締役の配分を決定しております。当該業績指標を選定した理由は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるためであります。

選定した業績指標の当事業年度における内容として、当初の計画の経常利益は11億円、当期純利益は7億円であり、当事業年度における実績の経常利益は19億96百万円、当期純利益は14億83百万円であります。なお、当事業年度を含む経常利益・当期純利益の推移は「I.会社の現況に関する事項」の「5.財産および損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

- (3) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は、2011年6月29日開催の第88回定時株主総会で決議されており、決議の内容は「取締役報酬額は年額180百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）」、「監査役報酬額は年額36百万円以内」であります。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名、監査役の員数は3名であります。

- (4) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長戸田幹雄が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の額の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務や職責等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう報酬委員会の答申を受ける措置を講じており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が取締役の個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

- (5) 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	141	103	22	15	16
監査役	22	19	1	1	3
合計 (うち社外役員)	163 (23)	123 (21)	23 (1)	16 (0)	19 (5)

(注) 1. 上記に記載しております「業績連動報酬」は「役員賞与引当金繰入額」であります。また、「退職慰労金」は「役員退職慰労引当金繰入額」であります。

2. 上記のほか、2021年6月29日開催の第98回定時株主総会決議に基づき、当期中に退任した取締役3名に対し1億5百万円、また、社外取締役1名に対し1百万円の役員退職慰労金を支給しております。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	兼職の内容
社外取締役	須 藤 実	須 藤 公 認 会 計 士 事 務 所	所 長
社外監査役	松 岡 大 藏	松 岡 大 藏 税 理 士 事 務 所	所 長
	青 本 悦 男	青 本 悦 男 法 律 事 務 所	所 長

(注) 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別の関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	須 藤 実	当期開催の取締役会11回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	柏 木 孝	取締役に就任後に開催された取締役会8回のうち6回に出席し、主に地方公共団体等の管理者としての実践的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
社外監査役	松 岡 大 藏	当期開催の取締役会11回のうち10回に、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
	青 本 悦 男	当期開催の取締役会11回のすべてに、また、監査役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

### (3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

氏 名	果たすことが期待される役割	期待される役割に関して行った職務の概要
須 藤 実	公認会計士としての専門的な知見を活かし、主に財務会計的な目線からリスク管理等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待	公認会計士としての専門的な知見を活かし、主にリスク管理等に関して、経営陣に対し、意見等を述べるとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。
柏 木 孝	地方公共団体等の管理者としての実践的見地を活かし、主に経営的な目線から企業を取り巻く経営の遂行等に関し取締役会等においてご発言をいただくとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただくことを期待	経営管理者としての実践的な知見を活かし、主にリスク管理等に関して、経営陣に対し、意見等を述べるとともに経営計画の進捗状況等につき監督していただいた。

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40百万円

(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、主に、管理業務のペーパーレス化構想策定に向けた支援業務を委託し、対価を支払っております。

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人が当社の監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## V. 会社の体制および方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ・取締役および使用人はその職務の遂行に当たり、別に定める「コンプライアンスマニュアル」を遵守するものとする。
  - ・法令等遵守の統轄としてコンプライアンス委員会が当たる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ・取締役の職務執行に係る文書および情報については、別に定める「文書管理規程」およびその他社内規程に基づき適切に保存・管理を行うものとする。
  - ・監査役会または監査役が要求した場合、当該文書は速やかに閲覧に供されるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項については、別に定める「経営リスクマネジメント基本規程」およびその他の「緊急時対応規程」「地震等災害対策規程」など社内規程に基づき、企業活動に影響をおよぼすおそれのあるリスクの未然防止およびトラブル発生時における迅速・適切な対応を図るものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会は各取締役の職務の執行を監督するものとする。
  - ・取締役会の機能強化と迅速な意思決定を目的として、取締役員数の適正化とともに、書面決議制度を導入し、効率的な業務執行を図るものとする。
  - ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための組織として、社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、リスクマネジメント、コントロールおよびガバナンスの各プロセスの妥当性と有効性を評価し、各プロセスの改善に貢献するとともに、有効な改善策を助言・勧告し、経営目標の効率的な達成を支援するものとする。
- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
  - ・監査役会および監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置く。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
  - ・監査役会事務局は監査役会直属の組織とし、監査役会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等、雇用に係る重要事項についてはあらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
  - ・当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨、および当該指揮命令に従わなかった場合には社内処分の対象となる旨を社内規程に明記し、これを徹底するものとする。
- (7) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - ・監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

- (8) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・当社は、法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として「内部通報規程」を整備・運用するものとする。
  - ・取締役および使用人は、当社の業務または財務の状況に重大な影響をおよぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役会または監査役に報告しなければならない。
- (9) 取締役および使用人が監査役に法令違反等の情報を報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当社は、当社の取締役および使用人が監査役へ報告を行った場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するものとする。
- (10) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めるものとする。
  - ・取締役および使用人は、監査役が監査を行う場合にはこれに協力するものとする。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議した会社法および会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。

取締役会においては、継続的に経営上のリスクを認識し対応策について検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程および業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、常勤監査役は、監査役監査のほか、幹部社員との面談や社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備し、監査役会において情報を共有しております。内部監査部門は、各部門に赴き定期的な内部監査の実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程等に違反していないかを検証して現状を把握するとともに業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、内部統制システムの質的向上を図っております。

## 3. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の支配権の移転を伴う買収提案があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。また、当社は、当社株式について大量買付けがなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利

益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値の源泉等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることはできません。

当社の企業価値の源泉は、①生命維持の基本となる輸液や人工腎臓用透析剤等の安定的な供給を可能とする生産・供給体制、②輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品事業を通じて構築した日本全国の病院との広範かつ強固なネットワーク、③輸液や人工腎臓用透析剤を主力とする医薬品市場における“ぶどうマーク”や“キンダリー”の高いブランド力、④社会において「なくてはならない存在」として患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に経営してきたことにより構築した患者・病院・卸・株主・地域社会等のステークホルダーとの信頼関係、⑤医薬品の安定供給の社会的使命を全うするための必須かつ喫緊の課題である経営基盤の安定化、強化に向けた新分野開発の鋭意推進、⑥当社の経営理念に誇りを持ち、患者の方々の生命維持と社会生活を最優先に当社の成長・発展・進化を目指す従業員の存在にあると考えております。当社株式の大量買付けを行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらの中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付けを行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付けに対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

## (2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

### ① 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のための取組みについて

当社は、当社の強みである医薬品事業を中心とした独創的な医薬品等の開発・供給を通して、患者さんの健康で豊かな生活の向上に貢献する事業活動を展開しております。また、製薬企業としての社会的使命および責任を深く自覚し、高い倫理観のもと法令遵守を徹底するとともに、株主をはじめとするステークホルダーの皆様との信頼関係の強化に努めることによって、企業価値の向上に重点をおいた経営を推進しております。かかる基本理念のもと、当社は次の3項目を経営の中長期的な重点課題として、その実現に鋭意取り組んでおります。

#### a 販売に関する施策

- ・ 透析剤トップメーカーとして、透析患者の方々にとって必要不可欠である透析剤の安定供給を最重点課題とし、透析用剤、ろ過型人工腎臓用補液、生理食塩液および透析関連品の血液凝固阻止剤、吸着型血液浄化器、透析器などの新たな需要市場を開拓し拡販を推進する。
- ・ 国のジェネリック医薬品市場拡大政策に即応し、DPC/PDPS制度（診断分類別包括評価支払制度）導入病院を中心に、後発品採用に向けた積極的な営業活動を展開する。

#### b 製造に関する施策

- ・ 継続する国民医療費抑制策による薬価引き下げに対処するため生産の効率化、製造コストの引き下げへの合理化に徹した設備投資を推進する。
- ・ 医療機関のニーズに即した、より安全性の高い容器を用いたろ過型人工腎臓用補液サブラッドBSGなどの医薬品を製造する。
- ・ 信頼性保証本部との連携のもと品質管理を徹底し製品ブランドの信頼性の向上へ総力を傾注する。
- ・ 研究開発センターとの連携をも含めて、新製品の開発・量産化に備えた体制整備にも鋭意投資を進める。

### c 研究開発に関する施策

- ・ 透析関連製剤については、医療現場に即応した新製品の開発を進め、成熟期を迎えつつある透析医療分野のさらなる活性化を図り、さらに、遺伝子バイオ技術を応用した新薬開発等により、新領域の開拓も鋭意、推進する。
- ・ 研究開発センターでは、生産、営業、信頼性保証の各本部と常時密接な連携を保ちつつ、開発期間の短縮や開発コストの低減を念頭に所属員一丸で業務の効率化に取り組む。

### ② コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、経営の効率や公正性、法令遵守を確保するためのコーポレート・ガバナンスの強化は、多様なステークホルダーの皆様と適切な関係を維持し、社会的な責任を果たすことに繋がり企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものと考えております。

現在、取締役会は社外取締役2名を含む取締役12名で構成し、取締役会専決事項、経営上の重要事項の意思決定を行うとともに取締役の職務執行を監督しております。監査役は、社外監査役2名を含む3名であり、取締役会および重要な会議への出席や、業務および財産状況の確認を通じて、取締役の職務遂行を監査しております。そのほか、当社は内部監査室およびコンプライアンス委員会、リスク管理委員会等各種委員会を設置し、これらによる監視・統制に万全を期しております。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記(1)記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2021年6月29日開催の第98回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」(以下「本プラン」といいます。)を株主の皆様のご承認をいただき継続しました。本プランの概要は以下のとおりです。

本プランは、当社株式に対する大量買付けが行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付けに応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であり、これらを行っていくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得、もしくは当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合およびその特別関係者の当該公開買付けに係る買付け等後の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けもしくはこれらに類似する行為またはこれらの提案(以下「買付等」といいます。)を適用対象とします。

買付等を行おうとする者(以下「買付者等」といいます。)に対して、当該買付等に先立ち、買付等に関する情報の提出を求めると、当社取締役会並びに社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会が当該買付等の内容の検討等を行うための手続を定めています。

独立委員会は、買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合等、本プランに定める要件に該当する買付等であると判断した場合には、原則として、当社取締役会に対し、買収者等による権利行使は(一定の例外事由が存する場合を除き)認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他の法令および当社定款の下でとりうる適切な施策を実施すべき旨の勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当て等の実施または不実施等に関する決議を行います。当社取締役会が本新株



予約権の無償割当ての実施を決議した場合、当社は、本新株予約権をその時点の当社を除く全ての株主に対して無償割当ての方法により割り当てます。本プランに従った本新株予約権の無償割当て等の実施もしくは不実施または本新株予約権の取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役および社外監査役から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしています。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施または買付者等の買付等に関しての株主の皆様の意思を確認することがあります。

なお、買収防衛策の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ (<https://www.fuso-pharm.co.jp/>) に掲載しております。

本プランの有効期間は、2021年6月29日から同日後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、その有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、または、②当社取締役会もしくは株主総会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

#### (4) 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

上記(2)「基本方針の実現に資する特別な取組み」に記載した各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

上記(3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、株主意思を重視することであること、取締役の恣意的判断を排除するため本プランの発動および運用に際しての実質的な判断が社外取締役および社外監査役で構成される独立委員会により行われること、合理的な客観的要件が充足されなければ本プランが発動されないように設定されていること、第三者専門家の意見の取得が可能とされていることで独立委員会による判断の公正性・客観性が担保される仕組みとなっていること、デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、本プランは当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) 本事業報告の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>39,787</b>	<b>流動負債</b>	<b>26,375</b>
現金及び預金	7,347	支払手形	1,639
受取手形	302	電子記録債権	7,128
売掛金	20,850	買掛金	4,460
商品及び製品	8,907	短期借入金	2,350
仕掛品	32	1年内返済予定の長期借入金	3,585
原材料及び貯蔵品	1,571	リース債権	1
前払費用	25	未払金	1,129
その他	196	未払費用	399
	554	未払法人税等	137
<b>固定資産</b>	<b>29,546</b>	預り金	42
<b>有形固定資産</b>	<b>23,792</b>	前受収益	15
建物	8,792	賞与引当金	910
構築物	465	役員賞与引当金	23
機械装置	3,740	設備関係支払手形	398
車両運搬具	8	その他	4,154
工具器具備品	826	<b>固定負債</b>	<b>8,426</b>
土地	8,818	長期借入金	5,758
建設仮勘定	1	再評価に係る繰延税金負債	1,315
<b>無形固定資産</b>	<b>453</b>	退職給付引当金	910
ソフトウェア	51	役員退職慰労引当金	210
その他	402	資産除去債務	108
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,300</b>	その他	123
投資有価証券	3,092	<b>負債合計</b>	<b>34,802</b>
従業員に対する長期貸付金	1	<b>(純資産の部)</b>	
長期前払費用	5	<b>株主資本</b>	<b>38,329</b>
繰延税金資産	136	資本金	10,758
その他	776	資本剰余金	15,009
	1,288	資本準備金	10,000
		その他資本剰余金	5,009
		<b>利益剰余金</b>	<b>14,731</b>
		その他利益剰余金	14,731
		別途積立金	5,300
		繰越利益剰余金	9,431
		<b>自己株式</b>	<b>△ 2,170</b>
		評価・換算差額等	△ 3,796
		その他有価証券評価差額金	838
		土地再評価差額金	△ 4,635
<b>資産合計</b>	<b>69,334</b>	<b>純資産合計</b>	<b>34,532</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>69,334</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	49,632
売 上 原 価	36,235
売 上 総 利 益	13,397
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	11,473
営 業 利 益	1,924
営 業 外 収 益	376
受 取 利 息 及 び 配 当 金	82
受 取 保 険 金	152
投 資 事 業 組 合 運 用 益	67
そ の 他	75
営 業 外 費 用	304
支 払 利 息	176
生 命 保 険 料	99
そ の 他	28
経 常 利 益	1,996
特 別 損 失	85
固 定 資 産 除 却 損	15
投 資 有 価 証 券 評 価 損	69
税 引 前 当 期 純 利 益	1,911
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	410
法 人 税 等 調 整 額	17
当 期 純 利 益	1,483

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 金 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	10,758	10,000	5,010	15,010
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額				
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	10,758	10,000	5,010	15,010
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△ 0	△ 0
当 期 末 残 高	10,758	10,000	5,009	15,009

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金 別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	5,300	8,515	13,815	△ 2,168	37,414
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額		△ 40	△ 40		△ 40
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	5,300	8,474	13,774	△ 2,168	37,374
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△ 526	△ 526		△ 526
当 期 純 利 益		1,483	1,483		1,483
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	—	956	956	△ 1	954
当 期 末 残 高	5,300	9,431	14,731	△ 2,170	38,329

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	904	△ 4,635	△ 3,731	33,683
会計方針の変更による 累積的影響額				△ 40
会計方針の変更を反映した 当期首残高	904	△ 4,635	△ 3,731	33,642
当期変動額				
剰余金の配当				△ 526
当期純利益				1,483
自己株式の取得				△ 2
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 65	—	△ 65	△ 65
当期変動額合計	△ 65	—	△ 65	889
当期末残高	838	△ 4,635	△ 3,796	34,532

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### ①商品、製品、原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

###### ②仕掛品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### 2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械装置 2～10年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）及び長期前払費用

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 重要な引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与の支払いに備えるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いに備えるため、支給見積額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。

また、過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

##### (4) 役員退職慰労引当金

将来の役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく基準退職慰労金の期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

商品及び製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額等に基づく値引きやリベート等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価の金額を返金負債として流動負債その他に含めて計上しております。値引き等の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

また、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客へ引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、商品及び製品の販売は、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

商品及び製品の販売から生じる収益は、販売契約における対価から販売数量又は販売金額等に基づく値引きやリベート等を控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価の金額を返金負債として流動負債その他に含めて計上しております。値引き等の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づく最頻値法を用いております。

また、売上収益は重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しております。

商品及び製品の販売に係る対価は、顧客へ引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。

なお、重大な金融要素は含んでおりません。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は9億3百万円減少し、売上原価は9億1百万円減少したことにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。

また、繰越利益剰余金の当期首残高は40百万円減少しております。

1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44～2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、「営業外収益」に表示していた「保険関係収益」は、より適切な表示とするため、当事業年度より「受取保険金」に名称を変更しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品及び製品	8,907
仕掛品	32
原材料及び貯蔵品	1,571

(注) 上記の金額は、収益性低下による簿価切下額362百万円、評価損の金額349百万円及び滞留評価による評価損の金額112百万円を控除した金額であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の棚卸資産の評価は、各在庫品目について滞留により破棄することが見込まれる数量を算出し、該当数量分の正味売却価額を零として評価損の金額を算出した上で、収益性の低下に基づき簿価を切り下げております。その際、当事業年度の販売数量に関する趨勢を踏まえた各在庫品目の将来の販売予測数量を重要な仮定として用いております。当該仮定として用いた販売数量に関する趨勢が変動した場合には、翌事業年度以降の売上原価に追加の評価損を計上する可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	建 構 土 の 計	物 物 地 他	7,618百万円 250百万円 6,337百万円 0百万円 <hr/> 14,206百万円
(2) 担保に係る債務	1年内返済予定の 長期借入金 長期借入金 計		423百万円 3,506百万円 <hr/> 3,930百万円 52,290百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

### 3. 土地の再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

#### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価法第16号に規定する地価の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日

2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

△619百万円

### 4. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

385百万円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式

9,451,169株

### 2. 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	678,420株	1,021株	199株	679,242株

(注1) 増加の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加

1,021株

(注2) 減少の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買増請求による減少

199株

### 3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	263	30.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	263	30.00	2021年9月30日	2021年12月6日

### 4. 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益剰余金	263	30.00	2022年3月31日	2022年6月30日



## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因

繰延税金資産	
退職給付引当金	278百万円
賞与引当金	278百万円
棚卸資産評価減	141百万円
役員退職慰労引当金	64百万円
投資有価証券評価損	46百万円
未払社会保険料	41百万円
未払事業税	35百万円
その他の	374百万円
繰延税金資産小計	1,260百万円
評価性引当額	△ 160百万円
繰延税金資産合計	1,099百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 322百万円
その他の	△ 0百万円
繰延税金負債合計	△ 323百万円
繰延税金資産純額	776百万円

## 8. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は主に、医薬品の製造販売事業を行うための設備投資計画、研究開発計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に、株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には原料の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金については借入後10年以内返済であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程等に従い、営業本部及び総務本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒されている金融資産の貸借対照表価額により表されております。

##### ②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務課が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	2,572	2,572	—
(2) 長期借入金	(5,758)	(5,680)	△77

(\*) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

- (注1) 「現金及び預金」「売掛金」「支払手形」「電子記録債務」「買掛金」「短期借入金」「1年内返済予定の長期借入金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	492
投資事業有限責任組合への出資	27

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	2,572	—	—	2,572
資産計	2,572	—	—	2,572

#### (2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	5,680	—	5,680
負債計	—	5,680	—	5,680

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、大阪市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）を有しております。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額	決算日における時価
1,696百万円	1,866百万円

(注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から、減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であり、それ以外は重要性が乏しいと判断されるため、土地については路線価等「容易に入手できる評価額」、建物については「適正な帳簿価額」であります。

## 10. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：百万円)

	当事業年度
医療用医薬品及び医療用機械器具	47,162
その他	2,470
売上高	49,632

(注)「その他」の区分は、医療用医薬品等の製造受託及びコ・プロモーション契約に係る報酬2,294百万円、不動産の賃貸に関する収入175百万円であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

医療用医薬品及び医療用機械器具の販売においては、契約上別途定めのない限り、顧客へ引き渡した時点で所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が支配を獲得することにより当社の履行義務が充足されると判断しており、引渡時点で収益を認識しております。当社では、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が1～2日程度であるため、出荷時に収益を認識しております。

また、取引の対価は、顧客へ引き渡した時点から主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

なお、一部の取引においては、商品及び製品の販売促進を目的として、販売数量や販売金額等に基づき、顧客に値引きやリベートを提供することがあり、対価の額に変動性があります。

しかし、顧客に提供する値引きやリベートの金額は合理的に見積り可能であることから、通常、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じることはなく、変動対価の見積りが制限されることはないと判断しております。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

- (1) 契約負債の残高等

契約負債は、医療用医薬品等の製造受託において、顧客から受け取った前受金であります。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、361百万円であります。

また、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した重要な収益はありません。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,936円70銭
1株当たり当期純利益	169円9銭

(注)「2. 会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しておりますが、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益に与える影響額は軽微であるため、記載を省略しております。

## 12. その他注記

(新型コロナウイルス感染症による影響について)

新型コロナウイルス感染症についての収束時期等を正確に予測することは、依然として困難な状況にあります。

当事業年度におきましては、新型コロナウイルス感染症による当社の業績への重要な影響は生じておりません。しかし、今後、さらに感染拡大が長期化または深刻化した場合には、活動の自粛や制限、患者の受診抑制等による業績への影響や、原材料調達の停滞、生産工場内での感染者発生による製品供給の停止等、当社の事業においても重要な影響が生じる可能性があります。

新型コロナウイルス感染症への当社の対応といたしましては、事業継続に最低限必要な社員を除き、在宅勤務や時差出勤を行うことで接触機会を低減させる等の感染対策に取り組んでまいりました。依然として予断を許さない状況が続いておりますが、医薬品の安定供給の社会的使命を全うするため、引き続き事業活動の継続に向けた取り組みを行ってまいります。

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

扶桑薬品工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高見 勝 文  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 村 上 育 史  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、扶桑薬品工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

扶桑薬品工業株式会社 監査役会

監査役(常勤) 桑 田 順 司 ㊟

社外監査役 松 岡 大 藏 ㊟

社外監査役 青 本 悦 男 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益還元を最重要課題のひとつとして位置付けており、安定的な配当の継続に努めることを基本方針としております。当期につきましては、この基本方針並びに業績、経営環境および財務体質の強化の必要性などを総合的に勘案したうえで、当期の期末配当を1株につき金30円といたしたく存じます。なお、中間配当として1株につき30円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき60円となります。

### <期末配当に関する事項>

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金30円 総額 263,157,810円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。



2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>第1条 <u>変更前定款第16条の規定の削除および変更後定款第16条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお有効とする。</u> <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 第3号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、辞任により退任される取締役西村昭吉、松井幸信、中 俊人、古賀 彰の各氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社の取締役の報酬等の決定方針に基づき、在任年数および功績に応じて、決定されることから、相当であると考えております。

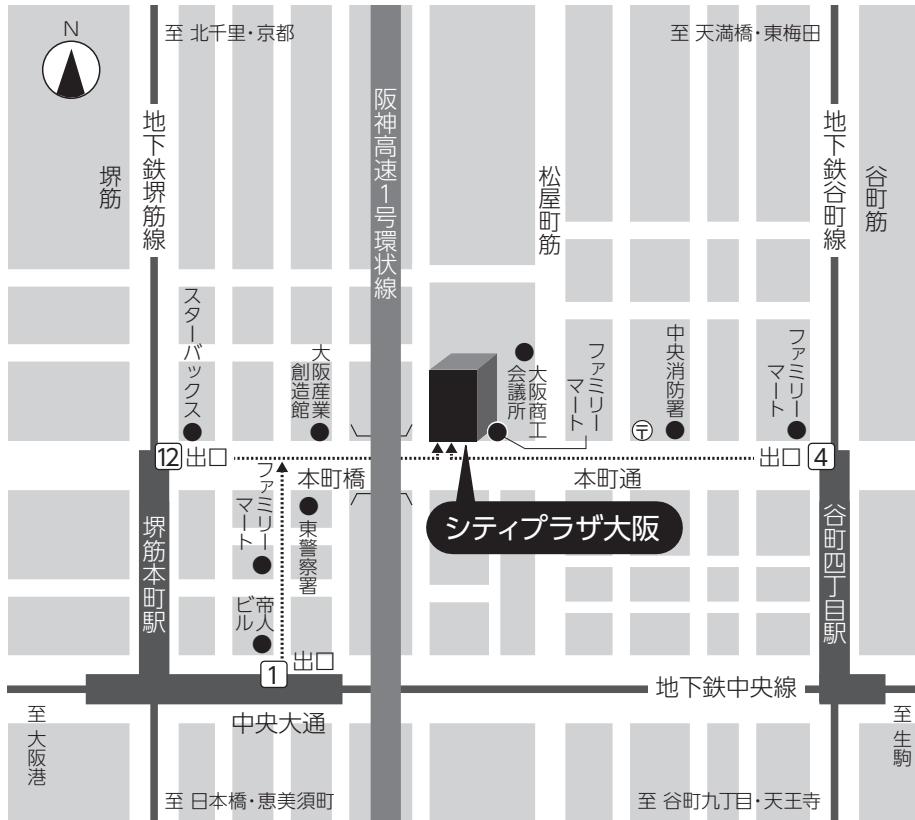
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
にし むら しょう きち 西 村 昭 吉	2005年6月 当社取締役 現在に至る
まつ い ゆき のぶ 松 井 幸 信	2009年6月 当社取締役 現在に至る
なか とし ひと 中 俊 人	2013年6月 当社取締役 現在に至る
こ が あきら 古 賀 彰	2015年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

<MEMO>

# 株主総会 会場ご案内図



会場

シティプラザ大阪 4階「CHO-眺」

大阪市中央区本町橋2番31号 電話番号06-6947-7888

交通

○地下鉄堺筋線・中央線「堺筋本町駅」1番、12番出口より徒歩約6分

○地下鉄谷町線・中央線「谷町四丁目駅」4番出口より徒歩約12分

⚠ 当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。